

空襲等被害者援護法案の前文（案）

H22.11.18

先の第2次世界大戦は、国家総力戦が展開され、日本では、1945年3月10日の東京大空襲を頂点とする非戦闘員に対する無差別空爆が行われた。飛行機による焼夷弾攻撃は全国主要都市に加えられ、地上では沖縄を中心に艦砲射撃等が展開され、その結果、日本本土の主要都市は廃墟となり、沖縄を含み国籍を問わず、多大な民間人被災者が生じるに至った。

歴史上未曾有の被害を蒙った日本国と日本国民は、廃墟の中から、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように決意して」現行日本国憲法を制定した。これにより、日本国は、戦闘員非戦闘員を問わず、戦争の直接的影響による被害者に対し、援護を実施することを通じて戦争惨禍の根絶の誓いを明らかにしたものであった。

歴史的には、国は、平和条約発効後、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）により、国家補償の精神に基づき軍人軍属等が軍務ないしは戦闘中に負傷又は死亡したとき等についてその援護を行ってきたのをはじめ、順次戦闘員を中心に戦争の被害者に対する救済施策を拡大してきた。

しかしながら、非戦闘員被災者の被害については、国は戦後65年余にわたってその救済と援護を放置し続けた。

我が国は、このことを深く反省し、平和国家建設の誓いを新たにし、ここに非戦闘員死没者を追悼し、その遺族と、現在も戦争被害に苦しむ被災者に対する援護措置を講じ、さらには戦争による民間被害実態調査を行う目的をもってこの法律を制定する。